

認定基準のその前に！

認定又は特例認定を受けるためには、法令に定められた基準等に適合する必要がありますが、認定基準の確認の前に、まずは、NPO 法人として最低限満たしておかなければならない要件についての確認から始めましょう。

1 事業報告書等を所轄庁に提出していますか

事業年度終了後3ヶ月以内に所轄庁に事業報告書等（事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録、前事業年度に役員であった者の名簿、前事業年度末日における社員10名以上の名簿）を提出する必要があります。期限に遅れることなく提出できていますか。決算月から提出期限を確認し、期限内に提出できているか確認しましょう。

2 貸借対照表の公告をしていますか

貸借対照表は作成後遅滞なく、定款に定める方法により公告しなければなりません。定款の規定を確認し、正しく公告しているかを確認しましょう。

| 公告の方法 | 注意事項 |
|--------------------------------|------------|
| 官報 | 掲載料が必要 |
| 日刊新聞紙 | 掲載料が必要 |
| 法人のホームページ | 5年以上の掲載が必要 |
| 内閣府 NPO 法人ポータルサイト (法人入力情報欄) | |
| 法人の主たる事務所の掲示場 | 1年以上の掲載が必要 |

【貸借対照表の公告義務化前に成立した法人の場合】

貸借対照表の公告は、平成28年のNPO法改正により義務化されました（平成30年10月1日施行）。また、その公告方法は定款に記載しなければなりません。

従前のモデル定款どおり「この法人の公告は、官報に掲載して行う。」とのみ規定している場合、定款を変更し、貸借対照表の公告方法を規定しなければ、毎年、貸借対照表の公告についても官報掲載によることとなります。まずは定款の規定を確認し、必要に応じて定款変更を検討しましょう。

3 役員変更届を提出していますか

NPO 法人の役員（理事・監事）に変更があった場合は、役員変更等届出書の提出が必要です。役員が交代したり、住所変更や改姓があった場合だけでなく、任期満了に伴い再任された場合も届出書の提出が必要です。設立以降、もれなく提出ができているか確認しましょう。

再任の場合の役員変更届の提出がもれているケースがよくあります。役員に交代がなくても、少なくとも2年に1度は役員変更届の提出が必要ですのでご注意ください。

役員任期の確認方法は別紙を参照してください。

【役員変更登記】

代表権のある理事（理事長など）は、法務局へ変更登記手続も必要です。

任期満了により再任（登記上は重任といいいます）した場合も登記が必要ですので、もれなく手続きがされているか、登記事項証明書等で確認しましょう。

4 定款に従った運営ができていますか、法令に違反していませんか

(1) 総会

少なくとも毎事業年度1回、通常総会を開催していますか。招集方法は定款の規定に則っていますか。議事録等を適切に残していますか。

(2) 役員

定款に定めている定員を満たしていますか。親族の占める割合等の要件は満たしていますか。監事が理事や職員を兼務していませんか。

(3) 社員

10人以上いますか。

(4) 情報公開

事務所に事業報告書等、役員名簿、定款等を備え置いていますか。

(5) 登記

登記事項に変更が生じた場合、変更を生じた日から2週間以内に登記していますか。

（主な登記事項：名称、事務所の所在場所、目的及び業務、代表権を有する者の氏名、住所及び資格 等）

(6) 税務

県税事務所・市税事務所に開設届を提出していますか。適切に納税していますか。

収益事業を開始した場合は、収益事業開始届出書を提出していますか。

(7) 労務

人を雇用している場合、必要な手続きを行っていますか。

これらとは別に、認定等を受けるために適合していなければならない8つの基準と「欠格事由に該当しないこと」の合計9つの要件があります。

認定等を取得すると、上記以外にも毎年度報告すべき書類が増え、寄附金の管理に伴う事務手続きも多くなります。

今一度、法を遵守した適正な運営が継続できるよう、各種の手続きに漏れや遅れがないか見直してみましょう。

ステップ1 定款附則の設立当初の役員任期を確認

<例>「成立の日から〇〇〇〇年〇月〇日までとする。」
 「成立の日から最初の通常総会が終結するまでとする。」

ステップ2 役員任期及び役員任期の伸長・短縮規定の有無を確認

<モデル定款>

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

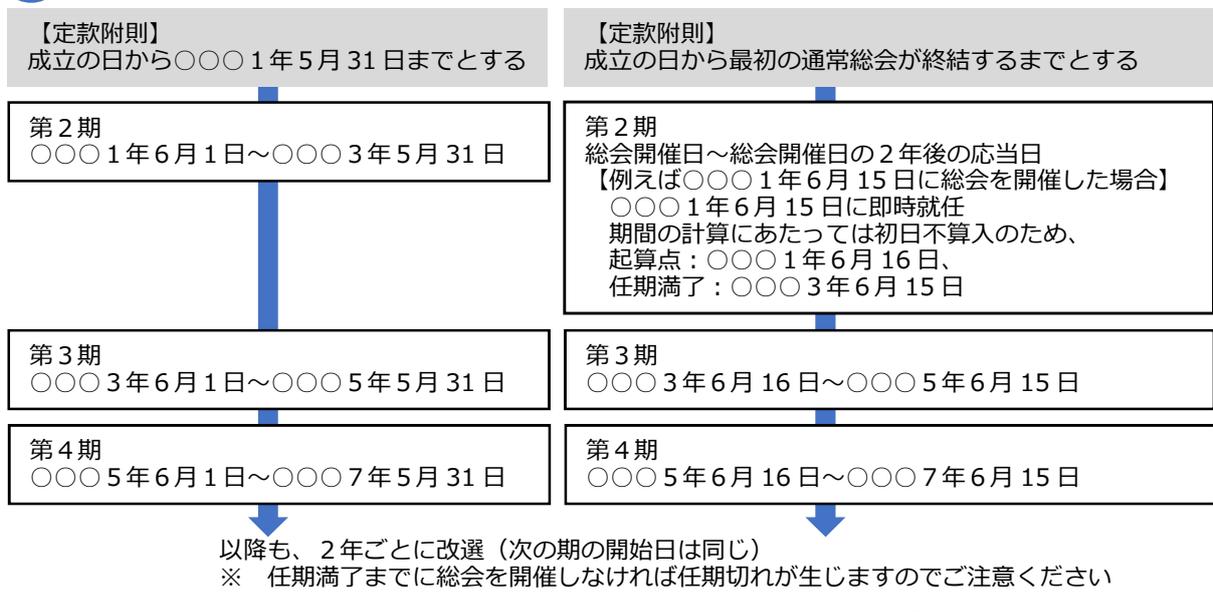
短縮規定

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

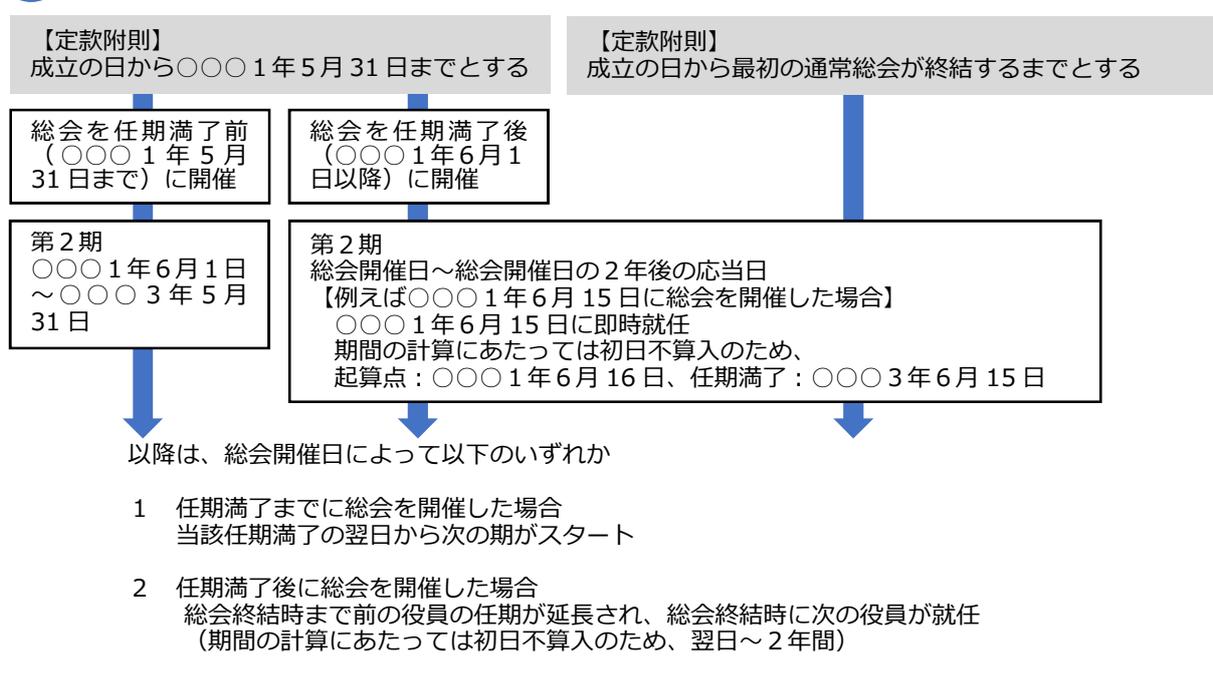
伸長規定

ステップ3 該当する場合の任期を確認 ※役員は総会で選任、任期2年、3月決算の法人を想定

A 伸長規定・短縮規定のいずれもない場合



B 伸長規定のみある場合



C 伸長規定・短縮規定がともにある場合

【定款附則】
成立の日から〇〇〇1年5月31日までとする

【定款附則】
成立の日から最初の通常総会が終結するまでとする

第2期
総会（〇〇〇1年〇月〇日）終結時に次の役員が就任

第3期
総会（〇〇〇3年△月△日）終結時に次の役員が就任

以降も、前の役員の任期が満了しているかどうかに関わらず、
2年ごとに総会終結時に次の役員が就任